

嫡出に関する規定を適用した相続分のみを変更することによる更正の請求

問1 平成25年9月4日以前(違憲決定日以前)に、嫡出に関する規定を適用して相続税額を計算し、既に相続税の申告をしています。嫡出に関する規定を適用しないで相続税額を計算すると、その額が減少することになりますが、更正の請求の事由になりますか。

なお、相続税の計算において、嫡出に関する規定を適用しないものとする以外に変更はありません。

答 違憲決定では、嫡出に関する規定についての違憲判断が「確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものでない」旨の判示がなされています。

相続税課税に当たっては、申告又は処分により相続税額が確定することから、申告又は処分により「確定的なものとなった法律関係」となるものと考えられます。

したがって、相続税の計算において、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて相続税額を計算することによって、相続税額が減額する場合でも、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて相続税額の計算を行っていたことのみでは、更正の請求の事由にはなりません。

【参考】

- 嫡出に関する規定を適用した相続分のみを変更することによる更正の請求

